



横浜合同法律事務所

ニュース

よこはまごうどうほうりつじむしょ

明けましておめでとうございます



横浜ランドマークタワー69階展望フロアから臨む横浜港

●弁護士

畑山 稷	関守麻紀子	田井 勝	後藤 愛
川又 昭	近藤ちとせ	北神 英典	海渡 双葉
根岸 義道	田渕 大輔	高橋 由美	徳永 吉彦
小口千恵子	中村 晋輔	清水 俊	鈴木兼一郎
高橋 宏	浅川 壽一	鈴木 啓示	

●事務局

渡部 健二	中村妃奈子
森下 純子	柳原 康雄
塩見 祐	高木麻美子
石栗ルミ子	大田 順子
山本 明子	大沼 恵
吉田 幸穂	星野 知英

横浜合同法律事務所 〒231-0021横浜市中区日本大通17番地 JPR横浜日本大通ビル8階 TEL045-651-2431 FAX045-641-1916

<http://www.yokogo.com>

公務員の労働条件と 公共サービス

弁護士 田 淵 大 輔



① 昨年9月18日、二宮町は、

職員の残業時間上限を年間240時間と設定し、これを超える時間外勤務手当を30年以上にわたり支払っていなかったことを発表しました。このような運用は、遅くとも1987年以降、30年以上にわたり行われ、記録がある過去5年分の未支給額の合計は1億1330万円に上るとのことです。

この件について、自治労連神奈川県本部と神奈川自治労連弁護団は連名で申入書を作成し、

11月2日、二宮町に対して、時間外勤務手当を少なくとも記録の残っている5年分にまで遡って支払うこと、そして、職員が時間外勤務を行わなくて済むように、必要な数の職員を採用すること等を求める申入を行いました。

② 二宮町が時間外勤務手当を適正に支払ってこなかったことが違法であることは言うまでもありません。しかし、根源的な問題として、そもそも、公務の職場で職員が足りているのかということがあります。

労働基準法は、時間外労働等に対して、割増賃金を支払うことを義務付けています。この趣旨は、人を働かせる使用者の側からみれば、同じ量の仕事がある時、少数の労働者を長時間働

かせるよりも、所定の労働時間内に仕事が終わるように必要な数の労働者を雇用する方が、経済的に合理的であるとすること、で長時間労働を抑制することにあります。

そのため、今回の申入でも、単に時間外勤務手当を支払えというだけでなく、そもそも職員が時間外勤務を行わなくて済むような職場を実現することに主眼を置きました。

③ 近時の公務員バッシングの風潮の中、職員を減らすことは賞賛されても、職員を増やすことには厳しい目が向けられます。

しかし、公務の職場では、多くの公務員が長時間労働によって疲弊しています。また、正規職員が、コストを理由として非正規職員に置き換えられることで、

いわゆる官製ワーキングプアの問題が生まれるとともに、公務の劣化も確実に進んでいます。

④ 私たちの日々の生活は、数多くの労働者によって支えられています。24時間営業のコンビニ、時間指定で自宅に荷物を届けてくれる宅配便、終電を逃した後のタクシー、全て誰かの労働があるからこそ、私たちは充実したサービスを受けられるのです。

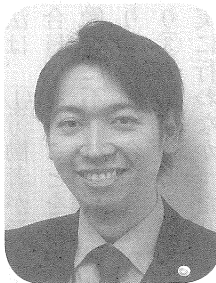
同じことは、公務にも当てはまります。私たちが日々の生活の中で享受している公共サービスは、多くの公務員の労働によって支えられていることを忘れてはいけません。

公務員を減らしたから、公務員の給料を下げたから、私たちが負担する税金が安くなるわけではありません。むしろ、公務員の労働条件の低下や労働環境の悪化は、公共サービスの切り捨てや質の低下を必ず招くのです。

今回の二宮町の一件が、単に時間外勤務手当の不払いというお金の問題に矮小化されるのではなく、公務員の働き方や公務のあり方を考えるきっかけになることを強く希望します。

鎌倉市職労事件解決のご報告

弁護士 徳永吉彦



鎌倉市職労は鎌倉市の職員によつて構成されている労働組合ですが、労働委員会において3つの不当労働行為救済申立事件に取り組んできました。およそ4年間にわたるたたかいが解決しましたのでご報告します。

この問題は、①特殊勤務手当の撤廃事件、②給与削減に伴う激変緩和措置の全面削除事件、③労働委員会継続中の組合事務所からの追い出し事件の3つの事件でした。このうち、③組合事務所からの追い出し事件については、組合事務所を確保する内容で裁判所において和解が成立

し、解決することができました。

②の給与削減に伴う激変緩和措置の全面削除事件は、市職労と鎌倉市長の間で成立していた労使合意を鎌倉市議会が無視し、議会が給与を一举に大幅削減したことが原因で生じたもので、最高で17・9%に及ぶ賃下げが行われてしまいました。労働条件の話し合いの末の約束が反古にされてしまったのは大きな問題でした。この件は、議会も相手にしたところに難しさを抱えていました。

最終的には、特殊勤務手当の撤廃事件が係属していた中央労働委員会において和解が成立し、合わせて全体解決となりました。和解は、「市と組合は、労使対等の原則に基づき、今後の団体交渉において誠意をもって十分に交渉を尽くし、労使が合意した事項についてはその実現

に向けて最大限努力する」という内容です。見方によっては当たり前のことのようにも思えますが、それが守られていなかったのが本件なのです。この事件を通して明らかになった課題は労使自治と議会との関係です。議会が議決権の濫用となる行動に出た場合に、その歯止めとなる法制度がないことです。公務において、職員の正当な権利を実現することは、ひいては公務の適正な運営にも資することです。今後

も様々な方法で取り組んでいければと考えています。このたびはみなさまのご理解と長きにわたるご支援ありがとうございました。



箱根登山ハイヤー労組 労働委員会に救済申立！

弁護士 高橋由美

皆さんは、労働法の中でも「労働組合法」をご存知でしょうか。

憲法28条には「勤労者の団結権」として①勤労者の団結権②団体交渉その他の団体交渉をする権利はこれを保障する、との規定があります。

この憲法28条を受けて、労働組合法は、①労働者が労働組合の組合員であることを理由にその労働者に不利益な取り扱いをしたり②労働組合に会社が介入したり③労働組合との団体交渉を誠実に行わなかったり、という行為を「不当労働行為」として禁じています。

ところが、まさに、この「不当労働行為」に該当する行為を箱根登山ハイヤー株式会社が行い、昨年、箱根登山ハイヤー労組という箱根湯本などのタク

シー運転手さんの組合が、神奈川県労働委員会に対して、会社の不当労働行為救済申立を行いました。

箱根登山ハイヤー株式会社は、何年もの間、団体交渉の場において、「小さい組合はつぶす」「多数派組合の下部組織に入らなければ36協定に入れられない。」などとして労働組合に対する不当介入を行っていました。

そして昨年、労働組合の委員長を、何の理由もなく降格したうえで、その組合員がいない地域に強制的に移転させ、労働組合が、団体交渉において異動の理由を尋ねても、「会社の人事異動は不透明なものだ。」などというだけで、誠実に団体交渉を行わないという、明らかに不当労働行為を行ったのです。

委員長を降格させて異動させるという強硬手段に、組合は立ち上がり、自分たちの権利を守るため、労働委員会に救済命令申立を行いました。

降格させられた委員長は、生活費を維持するため、女性ながら夜勤ドライバーとして勤務しています。もう何度も酔客に胸を触られたりするセクハラ被害にあっていますし、いつタクシー強盗におそわれるかわかりません。会社はその状況を知ったうえで、人権侵害の降格人事を取り消そうとせず、こともあろうに、組合の掲示板の内容にまで難癖をつけるという不当労働行為の上塗りさえ行っています。

中小企業であれば、労働法を知らない、と言いつくすのかもしれませんが、小田急グループ

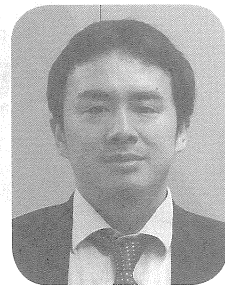
の箱根登山ハイヤー株式会社があるような言い訳をできるはずもありません。実際に、会社の取締役は「僕がいうと不当労働行為になっちゃうから」と前置きをしたうえで、組合の執行役員に対して、「(執行役員を)降りちゃえば？」などと発言しています。

こんな不当労働行為を許してはなりません。箱根地域で、大きなシェアをもつ箱根登山ハイヤー株式会社は、地域の発展に大きな責任があります。この責任は、当然ながら、法を順守し、労働者が健全に労働できる環境を整えてはじめて、真の意味で実現されるものです。箱根登山ハイヤー事件の早期解決に、多くの皆さんのご支援をお願いします。



バンダイ雇止め 無効事件について

弁護士 田井 勝



① 大手玩具メーカーの株式会社バンダイから雇止め（雇用契約終了）となった原告Aさんの事件について報告します。

原告Aさんは、バンダイで平成18年5月から契約社員として就労し、合計13回も契約更新されながら、平成30年3月31日まで約12年間、同社で働いていました。

原告Aさんの主な業務は、バンダイの作る商品サンプルを海外販社に発送する業務。バンダイが制作する毎月5000〜7000もの商品を系列の海外会社からの要望に合わせて、発送する業務などを行っていました。原告

Aさんはこれからもずっとこの会社で働き、会社の発展に貢献しようと思っていました。

② ところが、バンダイは原告Aさんの担当する業務を他の部署に担当させるからとの理由で、原告Aさんを雇う必要がないとの理由で、平成30年3月31日付で雇止めをしました。原告Aさんはこの扱いにどうしても納得できず、雇止め無効と従業員の地位確認を求め、東京地裁に提訴しました。

③ 本件の大きなポイントは、この雇止めの真の理由が、原告Aさんの無期転換申込権を奪うことであつた点です。

労働契約法18条には無期転換

申込権ルールが定められています。これは、平成25年につくられた条文ですが、条文の施行日となる平成25年4月1日以降、

労働契約が更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルールです。原告Aさんは平成25年4月1日の時点でバンダイの契約社員でしたから、平成30年4月1日をもって、バンダイにこの権利を行使できる状態にありました。

バンダイは原告Aさんのこの権利行使を防ぐべく、同日の前日である同年3月31日をもって

雇止めしたものです。

④ 無期転換申込権を定めた労働契約法18条は民主党政権化の際に国会で作られたもので、非正規労働者の雇用の安定を図るための画期的な条文です。会社の一方的な都合でこの権利行使を奪うというのは法の趣旨に反し許されるものではありません。

全国各地でも同種の事件が訴訟提起されています。契約社員という不安定な雇用形態の中、会社に貢献しようとずっと働き続けた労働者が救われるよう、頑張っています。

同事件は当職と近藤ちとせ弁護士が担当しています。

退職手続きは弁護士へ

弁護士 鈴木啓示

最近、弁護士以外の民間業者が「退職代行」として「会社に退職の意志表示をするのが気まずくてできない」という人の代わりに退職の意思表示をするというサービスが話題になっています。

しかし、この「退職代行」は使うべきではありません。弁護士法72条は、弁護士以外の人が法律事件の代理等することを「非弁行為」として禁止しており、「退職代行」はこの非弁行為にあたる可能性が高いと

考えられます。非弁行為とされないようにするには、退職の意思表示をした後の会社との交渉は結局自分でやらなければならず、退職代行業者は助けてくれません。

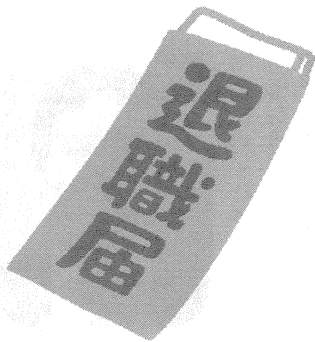
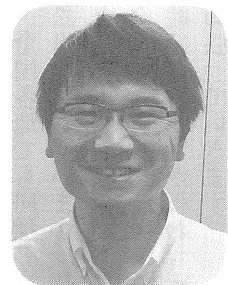
退職代行サービスは、面談不要でネットから簡単に申し込むことができ安価に利用できるということですが、評判を集めているようですが、その行為は非弁行為として無効になるリスクがあるだけでなく、依頼者の権利（残業代や有給など）

を放棄させてしまうリスクもはらんでいます。退職代行サービスを利用した退職の意思表示が、非弁行為として無効となれば、利用者は無断欠勤をしたとして会社から懲戒や損害賠償請求をされるリスクもあります。

この点、退職の手続きを弁護士に依頼すれば、有効に退職することができ、残業代請求や有給の消化（又は買取の交渉）など依頼者の権利をニーズに合わせて守ることができます。料金も双方のリスクやサービス

内容を考えれば弁護士の方が高いとはいえません。

退職手続きで困ったら、ぜひ弁護士へご相談下さい。



神奈川の年金減額違憲訴訟

弁護士 高橋 宏

年金減額違憲訴訟

神奈川の年金減額違憲訴訟では、国の年金減額の根拠に大きな問題があったことを明らかにしてきました。

世代間公平論

国は、我が国の老齢年金は賦課方式であり、受給世代が受けとっている年金は、現役世代の保険料で賄われている。だから、これからは、少子高齢化が進み、現役世代が減っていくから、受給金額を減額する必要がある。としてきました。

しかし、実際には、我が国の老齢年金は、現役の時に払った

保険料を積み立て、その積立金から将来年金を受給する積立方式として始まったのであり、その基本は現在も変わっていません。自分たちの世代で積み立てたものを、自分たちの世代で受けとるだけである以上、少子高齢化の影響も受けず、声高に言われる世代間不公平という問題も、本来、起こらない仕組みであることを明らかにしてきました。

一律2・5%論の誤り

そして、最近の法廷で明らかになってきているのが、本件の減額処分根拠となっていた本来水準との乖離2・5%の解消

という説明自体の問題です。実

際には、みんながみんな2・5%だったわけではなく、グループによっては、1・8%や2・1%に過ぎなかったのに、国は、一様に2・5%分貰い過ぎていると説明し、平成25〜27年度の3年間で、一律に合計2・5%を減額する法律を成立させていたのでした。よって、

この平成24年改正法は、合理的な根拠を欠いた財産権（憲法29条）の制限法であり、本件減額処分は、違憲無効な法律に基づく処分だったことが明らかにあります。

また、平成27年度の最後の年に、減額幅についての一定の調



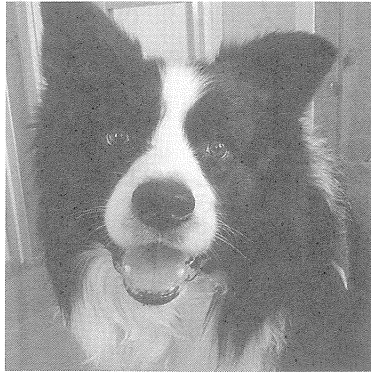
整はされたものの、事後的、帳尻併せのものといわざるをえず、しかも、場当たりの調整のため不合理な点が残って、不合理なグループ間の不平等を生んでおり、憲法14条との関係でも問題です。

不合理な運用に誤魔化されない

一見複雑そうな年金制度ですが、現役世代の40年間で積み立てたもので、老後の20年間の生活を支える社会保険の仕組み、というシンプルな基本に立ち返って、国の不合理な運用に誤魔化されないことが大切だと思います。

ボーダーコリーと暮らす日々

弁護士 浅川 壽



六年前、ボーダーコリーの雄犬を迎えました。英国の国境付近を原産とし、犬の中で最も知能が高く、運動量も半端なく、飼い主を選ぶ犬といわれています。

人の目を盗んでフードの箱をあけ貪っている…ケージ(檻) 開閉の仕組を覚え脱走…ドアノブを回し開いて部屋を移動…躑のため「天罰」を発生させても「いまのお父さんの仕業でしょ?」と見破る…ドッグランでは友達と駆け回らず自分の近くにくるのを待ち伏せ…
運動量も半端なものではありません。朝晩それぞれ数キ

ロは走らないと満足しないため、主人はやたら走らされています。26キロという立派な体躯の持ち主で、引き倒されること数え切れず、血だらけになって出勤することも。

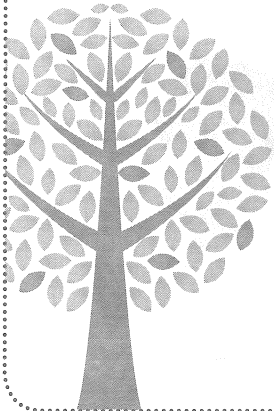
こんな苦労から、手放してしまわれる方も少なくありません。そのため、専門のボランティア組織「ボーダーコリーレスキュー」という組織が立ち上がり、迷子や離別したボーダーの保護、里親を探す事業を行っています。

色々と難しさのあるボーダーですが、苦勞を乗り越えた後は、素晴らしいパートナーです。愛犬ジョンくんは



戦前戦中の弁護士の制服を着用

主人を牽引するのが好きらしく、湖上ではカヌーからダイブして犬かき牽引、雪上ではブーツとスノーウェアに身を包んだ姿でクロカンの板を履いた主人を牽引、ランニングでは足取り重い主人をぐいぐい引っ張って走らせます。ジョンくんも大はしゃぎで楽しんでいきます。こんな愛犬と過ごすため、いそいそと帰宅する毎日です。



#MeToo運動と 日本におけるセクハラ問題

弁護士 海渡 双葉



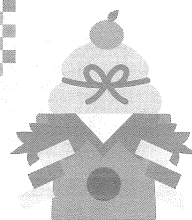
2017年10月、女性たちが映画プロデューサーのハーヴェイ・ワインスタイン氏によるセクハラを告発したことを皮切りに、同様の被害を受けたことのある人がツイッターで「#MeToo」(私も)と声をあげるといふセクハラ告発運動が世界的に広まりました。他方で、日本では、この#MeToo運動は大きくは展開しなかったものの、2018年4月、財務省の事務次官が女性記者に対してセクハラ発言

を繰り返していたという録音が一部公開されて辞任するなど、セクハラ問題に光を当ててきたようなニュースもありました。本件については、麻生財務相が「相手(女性記者)の声が出てこなければ、どうしようもない」と述べ、女性記者が名乗り出ない限りセクハラの実証は証明できないとの認識を示したり、「はめられた可能性は否定できない」と述べたりするなど、極めて問題ある対応が相次ぎました。

年々、職場でのセクハラ問題について、被害者の方々からご相談を受ける機会が増えているというのが個人的な実感です。これは、これまでは泣き寝入りをされていた方が多かつたのに対して、きちんと声をあげようと考えての方が増えてきたということではないかと考えています。セクハラケースでは、加害者や会社社が、セクハラ被害の深刻さを受けとめて誠実に対応する場合もありますが、合意があった等

として徹底的に争って行く場合もあります。1つひとつのケースで、被害者の被害の回復のために尽力させて頂くことが重要であることは言うまでもありませんが、さらに進んで、加害者と被害者との上下関係を利用して行われるために明確な拒否を伝えるにくいといったセクハラの実態や、二次被害の深刻さ等について、もっと社会全体で認識が共有されていく必要があると感じています。

本年もよろしくおねがいたします



弁護士 畑山 穰

我われはどこから来たのか？
我われは何ものか？我われはどこへ行くのか？ゴーギャンの人間存在に対する根源的問いかけの有名な一言です。

日本ばかりか地球的規模で社会的、政治的、経済的混乱はいよいよとどまるところを知らません。

今の仕組ではもはやもたないところに来ています。
今年一年、考えたいと思います。

弁護士 根岸 義道

昨年1月11日に認知症でグループホームに入所していた母が亡くなりました。母の容態が

あまり良くないということで駆けつけた私が、母の手をとってさすっている最中に息を引き取り、お陰様で最期を看取ることができました。母の介護では依頼者の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、どうもありがとうございました。

明けておめでとうございます。経済も政治も欲に操られて、とんでもない方向へ進んでいます。長く広い視野を持って、誠実であることを貫き通して行きたいですね。

弁護士 小口千恵子

弁護士 高橋 宏

今年事務所創立50周年の年。平成が終わり新年号が始まる年。これを機に退所する所員への労いと、この先50年に歩み出す所員の団結を。

弁護士 近藤ちとせ

建設アスベスト訴訟で、昨年夏に大阪高裁で2つの画期的な判決が下りました。私たち神奈川の裁判(1陣神奈川ルート)は全国に先行して最高裁に係属しています。

全国のたたかひの年内解決目指し、頑張つていきます。今年もよろしくお願ひします。

弁護士 田淵 大輔

歳を取ると時間が過ぎるのが早くなると言われますが、まったくその通りだと実感している今日この頃です。

弁護士としての残りの時間、人生の残りの時間、どのくらいあるのか分かりませんが、一つでも多くの事件や、一つでも多くの活動に関わっていきたく思いながら、今年も一年、頑張りたいです。

弁護士 中村 晋輔

今年、第二次新横田基地公害訴訟の控訴審が結審を迎えます。年明けから気を引き締めて過ごしたいと思ひます。

弁護士 浅川 壽一

標準体重の上限を超え、「太り気味」の要注意領域に入りました。食べ過ぎず、運動を心がけ、健康な一年を送りたいです。

弁護士 田井 勝

年末に日産派遣切り事件が急展開。カルロス・ゴーン氏の逮捕。報告書に記載していない報酬が80億以上もあったとの報道。今回の事件発覚を受け、派遣切りに遭った組合員、労働組合、弁護士が、「経営不調を理由に解雇する一方で、役員が違法行為をしてまで報酬をもらっていたのか」と、労働委員会の場で訴えています。この労働争議もメディアに大きく報道されました。最終解決の大チャンスです。皆様ご支援よろしくお願います。

弁護士 北神 英典

本号が当職にとりまして最後の事務所ニュースです。開設した新しい事務所は、JR関内駅

南口徒歩2分になります。依頼者の皆様方には、別途、ご案内させていただきます。お近くにお越しの際は、ぜひ、お立ち寄りください。

弁護士 高橋 由美

明けましておめでとうございます。安倍政治の暴走は最高潮に達し、9条改憲という旗が幻でなく、実像を持ったものに成長してしまいました。年金や消費税といった生活への締め付けも、私たちが戦後体験したことのないような悪状況に陥り、まさに「戦前」に突入せんばかりです。今こそ、希望を失わず、後世に大切な9条を伝えられるようにと頑張りましょう。

弁護士 清水 俊

憎まれたっ子世にはばかる、正直者が馬鹿を見る、無理が通れば道理引っ込む……年々そう感じる事が多くなりました。それでも筋道を通して正々堂々と闘う人の味方でありたい。今年もよろしくお願います。

弁護士 鈴木 啓示

明けましておめでとうございます。

昨年は、正月が終わったと思っていたらあつというまに一年が終わっていました。

今年から改正相続法が施行され、来年までには大改正された民法が施行されます。

日々の研鑽を怠らずに、皆様に適切なサービスを提供できるよう頑張っていきたいと思えます。本年も、どうぞよろしくお願いたします。

弁護士 後藤 愛

あけましておめでとうございます。

昨年は、2013年の生活保護基準引き下げの違憲性・違法性が争われる中で、更なる生活保護基準の引き下げが行われてしまいました。

誰もがささやかな幸せ、楽しみをもてる社会を実現すべく、今年も微力ながらがんばっていきたいと思えます。

今年も、どうぞよろしくお願

いたします。

弁護士 海渡 双葉

明けましておめでとうございます。昨年は、関わらせて頂いている幾つかの弁護士団事件が節目を迎えました。無事に解決したものの、残念ながら敗訴判決となり控訴したもの等、様々ですが、これからの不屈の精神で頑張っていきたいと思えます。

弁護士 徳永 吉彦

あけましておめでとうございます。

今年で弁護士5年目を迎えました。昨年に結婚し、公私ともに充実した年にしたと思っています。本年もどうぞよろしくお願いたします。

弁護士 鈴木兼一郎

今年には自身20代最後の一年ですので、悔いのないよう過ごそうと思えます。

本年もどうぞ宜しくお願致します。

濫訴で勝訴 パート2

弁護士 清水 俊



濫訴とは、およそ請求が通らないのにあえて訴訟を提起することである。

以前、架空の傷害事件に基づき1000万円以上の賠償を求める訴訟を提起したことが濫訴にあたるとして逆に損害賠償を認めさせた件をご報告した(2017年夏号)。

なんと、その後、でっ上げをした加害者Aがまた被害者Bを相手に多額の賠償請求を求める訴訟を提起してきたのである。内容は、公共用の通路がBに不

法に占有されており、そのことでAが所有する土地の価値が1億円以上も減少したため、その一部として約2000万円を支払え、といったものである。

言うまでもなく、これもまた全く理由のない請求であった。ただ、なぜ、Aは性懲りもなくこのような裁判を起してきたのか。

Aは、前回の濫訴で認められた賠償金をすぐに支払わなかった。そのため、BがAの土地を差し押さえたのであるが、Aはその差押

に対する報復としてこの裁判を起してきたのである。そう言い切れるのは、何を

隠そう本人がそのとおりに言っていたからである。差押をした後、Aは、わざわざBの自宅にやってきて、

差押を取り下げてくれ、でなければまた裁判をやる、裁判は角度を変えて何度でも起こせるんだ、などと息巻いていた。Bはそれをきちんと録音していたため、Aの狙いが明白となったのである。

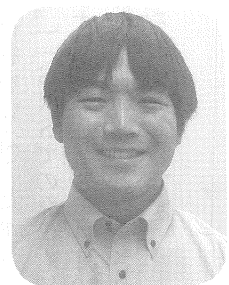
今回のAの代償(濫訴の

賠償金額)は慰謝料100万円、弁護士費用20万円というものであった。不法行為で認められる弁護士費用の通例は認容額の1割である。しかし弁護士団は、本件のような濫訴類型では弁護士費用などの経済的な痛手を相手に負担させること自体が目的の一つであると強く主張し、裁判所がそれに数字で答えた形だ。

今回はAも控訴せずに支払ってきたところを見ると、さすがに懲りたのではないだろうか。

マイナンバー訴訟の現状

弁護士 鈴木 兼一郎



私は、マイナンバー制度が憲法13条で認められた個人のプライバシー権を侵害するもので違憲だとして提訴した、マイナンバー違憲訴訟@神奈川に弁護団として参加しています。

裁判所での審理が進む中で国側の主張が出ているのですが、その内容というのは到底納得できないものです。

例えば、マイナンバーが第三者に漏洩してもそれはマイナンバー制度の欠陥によるものではなく、また、

マイナンバー自体が流出してもただちに個人情報と漏れたわけではない、といった主張をしています。しかし、マイナンバー制度は官民一体で共通する番号を管理するというもので、官民いずれからの漏洩でも国がその防止措置をしっかりとるべきです。また、マイナンバーカードが流出したような事案では、マイナンバーカードに個人の顔写真、名前、性別などあらゆる個人情報記載されているように、それ以外の個人

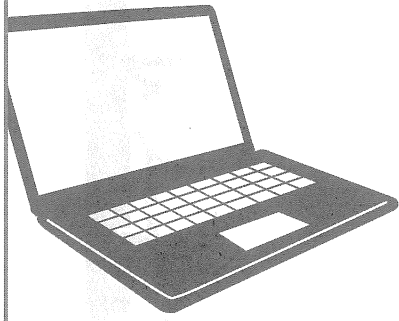
情報も多く漏洩しています。

また、日本年金機構にある国民の保険情報を扱う業務が委託・再委託され、多くの国民の個人情報が危機にさらされたのは大きく報道されました。国は、個人情報保護委員会が指導・勧告等の権限があることをマイナンバー制度の合憲性の理由としています。また、実態としては、個人情報保護委員会には少ない職員数であるゆる業務を負担しており、この件でもどこまでの権限行使を行ったかいまだに明

らかになっていません。

このように、新たな問題が起こるたびに、マイナンバー制度が多くの重大な事故を起こしておりこれからは十分な防止措置がとられないことが審理を進めるにあたって明らかになってきました。

今後は、憲法上、制度上の問題について専門家証人から話を聞き、改めてマイナンバー制度の問題を明らかにする予定です。



ツイッター投稿の 岡口基一裁判官に懲戒処分

弁護士 中村晋輔

最高裁大法廷は、2018年10月17日、分限裁判において、犬の返還請求訴訟に関して、犬の返還請求訴訟に関するツイッター投稿を行った岡口

基一裁判官（東京高裁判事）に対し、戒告するとの決定を行いました。岡口裁判官は、「要件事実マニュアル」（ぎょうせい）など裁判実務に役立つ書籍を多数執筆しており、弁護士から支持されている裁判官です。

岡口裁判官については、裁判所という組織において、裁判所から排除されるべき裁判官であるとの共通認識の下、当該決定に至ったと推測されます。当該決定の理由においても、岡口裁判官が嚴重注意

の後に今回の投稿に及んだことについて、「強く非難されるべきものというほかない。」と書かれています。

最高裁も、東京高裁も、岡口裁判官が犬の返還訴訟を起した原告の感情を傷つけたことを主張しています。しかし、裁判所は、必ずしも市民の感情に配慮をしてくれるところではなく、違和感があります。当該決定は、他の裁判官に対しても向けられた警告、裁判官統制としての側面が強いのではないかと思います。

す。

当該決定については、表現の自由や適正手続などの憲法上の問題点も指摘されていますが、弁護士出身の裁判官たちが最高裁でその役割を果たしていないことが残念です。岡口裁判官が、当該決定の後においても、「司法は少数者の権利を守ることが役割です。」（SNSでの発信も続きます。）（2018年11月10日付け朝日新聞）と発言されていることは救いです。



最高裁判所の重み

弁護士
北 神 英 典

弁護士になって驚いたのは、司法界での最高裁判所裁判官の地位の高さでした。

「何バカなことを、当たり前じゃないか」とお叱りを受けるかもしれません。

共同通信の社会部時代、東京で司法記者を4年半やり、うち最高裁担当を1年半務めました。当時30代の私にとって、取材で接する最高裁裁判官は、一丁上がりの好々爺にしか見えませんでした。

迷惑構わず自宅取材も敢行。時には酒食をともし、家のペルを押しインターフォン越しに、間近に迫った大きな行政関係裁判や、無罪を争っている死刑事件の判決の見通しを探りま

した(カン取り)。最高裁の判決や決定は、下級裁判所のものと違い新聞の一面を飾ることが多く、取材は独特の緊張感がありました。

当時、最高裁裁判官以上に身近な取材対象であった事務総長や各局長、秘書課長兼広報課長たちは、おしなべて上司に忠実に仕える人という印象でした。

「司法官僚」との表現が当てはまる彼らは、しばらくすると順繰りに最高裁裁判官に選任されていきました。

検察担当記者時代の次長検事や特捜部の副部長から最高裁裁判官になった人もいました。検察官から最高裁裁判官に転身するというのは、エリートではあ

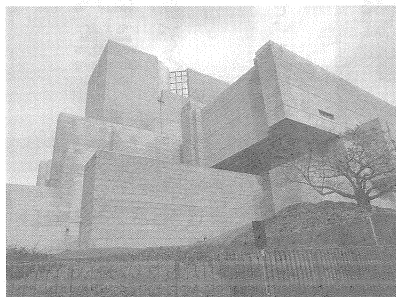
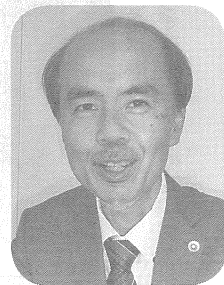
るものの記者の間では「傍流」視(失礼)されていました。あくまで法務検察の本流は検事総長―東京高検検事長であったからです。

「嫌な奴だな」と感じる最高裁裁判官もいました。が、概して「いい人」然としていました。処世術なくして手に入るポストではないのだから当然かもしれませぬ。それが司法の病巣を深めているという指摘は傾聴に値すると思われませぬ。

今や、自分が取材をした判決も含む過去の最高裁判例を重々しく引用して書面を作る日々です。ひどい判決であっても実務への影響は絶大で、最高裁の重みというものを否応なく実感さ

せられています。

弁護士登録から10年4か月、思い出深い横浜合同法律事務所を離れ、新事務所を作りましたが、まだまだ勉強は続きますが、皆様方には大変お世話になりました。今後ともご指導をお願い申し上げます。



最高裁判所(東京・隼町)

引退の辞

弁護士 川又 昭



本年一月一〇日をもって私は横浜合同法律事務所より引退することとし、弁護士会に対するその旨の手続きも済ませました。

横浜合同法律事務所は、畏敬する故山内忠吉先生と盟友畑山穰弁護士、それに私を加えた三人で一九六九(昭和四四)年一月、自由法曹団に結集する法律事務所として創設した事務所、今年の一月はその創設から丁度五〇年になり、そのうえこの一月一〇日は私の九二歳の誕生日に当たります。この日無事引退できることに私は言い知れぬ幸せを感じています。

事務所創設以来これまでの五〇年は、私にとっては多くの事象の凄まじい勢いでの変化であったとの感を否応なく自覚させられる体の五〇年でした。その間に在って何とか大過

なく過ごし得たのは偏に皆様方の御協力の賜と感謝致しますと共に厚く御礼申しあげます。

我が法律事務所の一〇名になんなんとする錚錚たる弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士法第一条に定める弁護士であることを重く受けとめ、その使命に応えるべく「平和憲法と共に、市民と共に」を座右の銘として自由法曹団に結集し、日夜活動しています。今や安んじて、無事引退できる私、何とも果報者であることよ、との思いを深くしています。これからは余生、生き甲斐ある余生であるようつとめて参りたいと思っております。

皆様の御健勝を祈念しつつ、以上をもって引退の辞とさせて頂きます。



昨年10月、事務局の塚本洋子さんが退職
勤続40年、事務のみにとどまらず活動にも積極的に参加
信頼の厚い事務局でした
長きにわたり、事務所のためにご尽力いただきました

横浜合同法律事務所
無料相談券
*必ずお電話で予約をしてください。
切り取らずにお持ちください

電話
045-651-2431

有効期間
2019年1月~7月

当事務所で、1回無料でご相談いただけます